

第3回久慈川河川整備計画行政連絡会議

1. 開会

○常陸河川国道事務所 副所長

皆様、本日は、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

時間となりましたので、ただいまより、第3回久慈川河川整備計画行政連絡会議を開催させていただきます。

私は、本日の進行役を務めさせていただきます、常陸河川国道事務所副所長をしております武藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

ここよりは着座にて失礼させていただきます。

記者発表の際に、本日の会議の公開をお知らせしているところでございますが、報道関係者の皆様、カメラ撮りは冒頭の挨拶までとさせていただきますので、どうぞご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、会議を進めさせていただきたいと思えます。

まず、お手元に配付しております資料の確認をさせていただきます。

上から順に、「資料目録」、「議事次第」、「名簿」、「座席表」、「久慈川河川整備計画行政連絡会議規約」、資料1「久慈川水系河川整備計画（原案）」、資料2「当面の進め方」、参考資料1、参考資料2-1、参考資料2-2、2-3、2-4、参考資料3。以上でございます。

また、テーブルの上に、これまでの久慈川河川整備計画有識者会議の資料、それから、行政連絡会議の資料のつづりも置いてございます。

不足はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

2. 挨拶

○常陸河川国道事務所 副所長

それでは、開会に当たりまして、国土交通省関東地方整備局河川調査官・青野よりご挨拶

拶を申し上げます。

マスコミの方、もしカメラ撮りをされるのであれば、位置のほうにご移動をお願いいたします。

また、挨拶終了後につきましても、係員の指示に従っていただきますよう、よろしくお願いたします。

それでは、河川調査官、お願いいたします。

○河川調査官

前もご紹介いただきました河川調査官の青野でございます。

本日は、年度末のご多忙の中、第3回の久慈川河川整備計画行政連絡会議にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

久慈川の整備計画に関しましては、一昨年7月より、当会において会議を開催させていただきました。同年9月に、整備計画の骨子という形でお示しをさせていただいたところでございます。骨子をお示しさせていただいた後に、県、市、村の皆様方、あるいは関係する住民の方々、有識者会議の委員の先生方にご意見をいただき、それらのご意見を踏まえまして、具体的な整備メニューの検討を進めてまいりました。そして、本日、ここに「久慈川水系河川整備計画」の原案という形で取りまとめさせていただきましたので、本日、その原案をお示しするのとあわせて、今後の進め方についてもご報告をさせていただきたいと思っております。

本日、貴重なお時間をちょうだいいたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○常陸河川国道事務所 副所長

ありがとうございました。

まことに恐縮でございますが、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。

(カメラ退室)

○常陸河川国道事務所 副所長

それでは、早速でございますが、議事に入りたいと思います。

お手元にお配りしています次第に沿って進めてまいりたいと思います。

3. 議事

①久慈川水系河川整備計画（原案）について

○常陸河川国道事務所 副所長

まず、①番「久慈川水系河川整備計画（原案）について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

○常陸河川国道事務所 調査第一課長

本日、資料をご説明させていただきますのは、常陸河川国道事務所調査第一課の和田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

着座にてご説明をさせていただきます。

まず初めに、本日、皆様のお手元にお配りしております資料、参考資料について、全体を一通りご説明させていただきたいと思っております。

資料1につきましては、「久慈川水系河川整備計画（原案）」でございます。原案の本文につきましては、後ほどご説明させていただきます。

次に、資料2ですが、「当面の進め方」で、こちらについても後ほどご説明させていただきます。

続いて、参考資料といたしまして、参考資料1「久慈川水系河川整備計画（原案）の概要」という資料でございます。この資料につきましては、本文の内容を概要としてパンフレット形式でまとめた資料となっております。

1枚めくっていただきまして、1ページ、2ページ目をごらんください。

この資料の構成といたしまして、目次で「1. 久慈川の概要」と記載してございまして、その下に「1. 1 久慈川の流域及び河川の概要」、2ページ目には、1. 2として「治水の沿革」、1. 3として「利水の沿革」、1. 4として「河川環境の沿革」という章立てをして、内容を記載させていただいております。

この章立てにつきましては、資料1の「河川整備計画（原案）」の本文の章立てと一致させた構成となっております。

内容につきましても、「河川整備計画（原案）」に記載している記述のうち、重立った内容を引用させていただいております。現状と課題、また、骨子の段階でお示しした図や

写真などを掲載しながら、原案の内容について、できるだけわかりやすくお示しできるように作成しているものでございます。

次に、参考資料 2-1 から 2-4 までをご説明します。

こちらは、昨年度、平成 28 年 9 月に公表しました「久慈川河川整備計画」の骨子に対しまして、これまでに、学識経験を有する者、関係する住民、県、市、村からいただいたご意見と、それに対する私どもの考え方を示した資料でございます。

まず初めに、参考資料 2-2 をごらんください。

参考資料 2-2 につきましては、「河川整備計画」の骨子について、学識経験を有する者からいただいたご意見をまとめた資料でございます。

めくっていただきまして、書いてある内容でございますが、こちらは既にホームページでも公表しております会議の議事録となっております。

続きまして、参考資料 2-3 をごらんください。

こちらは、骨子に対しまして、関係する住民の方々からいただいたご意見を取りまとめた資料となっております。

1 枚めくっていただきまして、「意見募集の概要」をごらんください。

意見募集の期間といたしましては、平成 28 年 9 月 9 日から 10 月 11 日までの約 1 カ月、募集を行っております、意見としては、10 通のご意見をいただいております。

2 ページ目以降は、ご意見を提出いただいた様式をつけております。

続きまして、参考資料 2-4 をごらんください。

参考資料 2-4 は、関係県・市・村からいただいたご意見を取りまとめた資料となっております。

内容につきましては、本行政連絡会議における議事録をつけているものでございます。

ページでいきますと、1 ページ目から 22 ページ目までが第 1 回の会議でのご意見、23 ページ目から 39 ページ目までが第 2 回の行政連絡会議でのご意見でございます。

戻っていただきまして、参考資料 2-1 をごらんください。

参考資料 2-1 は、ただいまご説明させていただきました、各有識者の方々や住民の方々、関係する行政機関の方々などのご意見に対して、私どもの考え方を示した資料でございます。

1 枚めくっていただきまして、資料の構成をご説明いたします。

資料の構成としまして、一番左側に河川整備計画の原案における章立てを記載しており

ます。真ん中の枠の中には「いただいたご意見の概要」、一番右側の列には私どもの考え方を整理してお示ししているものでございます。

それぞれいただいたご意見については、その論点を体系的に概要として整理した上で、ご意見の概要ごとに私どもの考え方をお示したものでございます。

続きまして、原案の本文についてご説明させていただきます。

お手元に資料1の「久慈川水系河川整備計画（原案）」をご用意ください。

まず、1枚めくっていただきまして、目次構成をごらんいただきながら、原案作成までの過程についてご説明させていただきます。

まず、平成28年7月にこの会議を発足いたしまして、第1回の会議では、久慈川の現状と課題を議論していただきました。

また、平成28年9月に開催しました第2回の会議においては、久慈川の河川整備計画の骨子をお示ししまして、関係県・市・村の皆様方からご意見をいただくとともに、有識者会議の開催のほか、関係する住民の方へ意見募集を行って、先ほどご説明させていただいたようなさまざまなご意見をいただきました。

本日お示ししております河川整備計画の原案につきましては、骨子の段階でお示した章立てのとおり、現状と課題、また、骨子に対するご意見を踏まえまして、河川工事の具体の施行の場所等を盛り込んだものとしてまとめております。

本日は、時間の関係もございますので、ポイントを簡潔にご説明させていただきたいと思っております。

まず、めくっていただきまして、1ページ目、「久慈川の概要」からご説明します。

こちらは、久慈川の流域及び河川の概要や沿革として、これまでの取り組みなどをまとめて記載させていただいております。

めくっていただきまして、5ページ目の6行目、「1-2 治水の沿革」としてまとめております。

また、6ページ目からは、過去の洪水をまとめております。

めくっていただきまして、9ページ目からは、「利水の沿革」をまとめてございます。

次に、11ページ目からは、「河川環境の沿革」をまとめてございます。

続きまして、13ページ目をごらんください。

こちらは、2章といたしまして、「河川整備の現状と課題」をお示したものでございます。

まず、2. 1からは、「洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題」といたしまして、堤防の整備状況などをまとめて記載させていただいております。

15 ページ目をごらんください。

下のほう、19 行目からですが、2. 2といたしまして、「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題」として、基準地点山方における流況や水利用の状況などをまとめて記載させていただいております。

16 ページ目の 13 行目からは、2. 3といたしまして、「河川環境の整備と保全に関する現状と課題」といたしまして、久慈川の水質、自然環境、河川の利用、景観などについてまとめて記載させていただいております。

続きまして、18 ページ目の 22 行目をごらんください。

こちらは、「河川維持管理の現状と課題」といたしまして、河川の維持管理に関することや危機管理に関することなどをまとめて記載しております。

20 ページ目の 22 行目からでございますが、2. 5として「新たな課題」として、気候変動への対応などをまとめて記載させていただいております。

続きまして、22 ページ目をごらんください。

22 ページ目からは、3 章「河川整備計画の対象区間及び期間」といたしまして、第 2 回行政連絡会議でお示しいたしました計画対象区間と、計画対象期間をおおむね 30 年間とすることなどを記載させていただいております。

続きまして、23 ページ目をごらんください。

こちらから第 4 章として「河川整備計画の目標に関する事項」を記載しております。

23 ページ目につきましては、この整備計画全体を通しての目標を概要としてまとめて記載しております。

24 ページ目をごらんください。

24 ページには、「4. 1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標」として、5 行目からでございますが、「洪水に対しては、河川整備計画の目標流量を基準地点山方において、戦後最大洪水である昭和 61 年 8 月洪水と同規模の 3,000 m³/s とし、洪水による災害の発生の防止又は軽減を図る。」ということで、目標を記載しております。その下に久慈川の流量配分図を載せております。

24 ページ目の 22 行目以降につきましては、「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の

維持に関する目標」として、基準地点山方において、流水の正常な機能を図るための必要な流量として、かんがい期と非かんがい期に分けて、その流量をお示しし、その流量を確保することを記載しております。

25 ページ目をごらんください。

25 ページ目の4行目以降につきましては、「河川環境の整備と保全に関する目標」として、水質や自然環境の保全などの目標を記載しております。

続きまして、26 ページ目をごらんください。

第5章につきましては、「河川整備の実施に関する事項」とし、第2回行政連絡会議でお示した河川整備の実施に関する事項の概要に加えまして、各事項の具体的な整備の内容や施行の場所等を記載しております。

関係する皆様方より、先ほどの参考資料2-4にありますように、河川の整備の実施に関する事項について、多くのご意見をいただいておりますので、関連するご意見も紹介しながら、ご説明させていただきます。

まず、26 ページ目の27行目からでございます。

「5. 1. 1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」につきましては、洪水、津波、高潮等に対する整備の施行の場所等を記載させていただいております。

28行目からは「堤防の整備」を記載させていただきまして、次のページをごらんいただきますと、「堤防の整備に係る施行の場所」として、表でお示しをしているものでございます。

この堤防の整備の実施につきましては、皆様よりご意見をいただいております、本計画にもしっかり位置づけております。

同様に、28 ページ目から、「河道掘削」について記載しております。

また、29 ページ目下段の5行目からは、「浸水防止対策」といたしまして、輪中堤の整備などの施行の場所等を記載させていただいております。

同様に、(4)番「浸透・侵食対策」、(5)番「地震・津波遡上対策」、めくっていただきますと、31 ページは、(6)番「内水対策」、(7)番「危機管理対策」として、それぞれの対策内容を具体的に記載しております。

32 ページ目をごらんください。

32 ページ目の5行目からは、「5. 1. 2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の

維持に関する事項」として、利水面の事項を記載させていただいております。

久慈川では、この整備計画において、利水に関する新たな施設の整備の予定はありませんが、関係機関と連携した水利用の合理化を促進することとしております。

10 行目からは、5. 1. 3といたしまして、「河川環境の整備と保全に関する事項」を記載させていただいております。

17 行目、(1) 番「水質の保全」として記載しております。

また、(2) 番「自然環境の保全」について記載しております。

この自然環境の保全に関しましては、前回の会議などで、茨城県様、常陸大宮市様より、アユやサケの産卵場を保全できるような整備を行うべきといった旨の意見をいただいております。23 行目以降に「アユ・サケ等の生息・産卵場となる瀬と淵、タコノアシ等の生育場となる旧川跡地等の湿地環境の保全と創出に努める。」と記載させていただきました。

33 ページ目をごらんください。

6 行目からは、(3) 番「人と河川との豊かなふれあいの確保に関する整備」を記載させていただいております。

ここまでが、河川の工事に関する内容や場所等をお示ししたものでございますが、33 ページの 14 行目からは、「河川の維持の目的、種類及び施行の場所」を、それぞれの項目ごとに記載させていただいております。

29 行目からは、5. 2. 1といたしまして、「洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」について、維持管理に関する内容を記載しております。

34 ページ目をごらんください。

例えば、12 行目から、「河道の維持管理」といたしまして記載がございますが、この「河道の維持管理」に関しましては、常陸大宮市様、常陸太田市様、那珂市様より、現在、河道内の樹木が広がってしまして、維持管理に努めてほしいといった旨の意見をいただいております。

原案には、15 行目からでございますが、「河道内の土砂堆積や樹林化の進行は、流下能力の低下や樋門等の排水機能の低下等の支障をきたすおそれがあるため、必要に応じて土砂の除去や樹木の伐採を実施する。」と記載しました。また、「その際、樹木等の採取希望者を一般公募する公募型樹木等採取の試行や、民間事業者による河道掘削の代行を条件とした砂利採取を促進することにより、費用の縮減に努める。」と記載しております。

そのほか、詳細の説明は、時間の関係で割愛させていただきますが、私どもが管理して

いる堤防、河道、施設の維持管理を初め、許可工作物への対応や不法行為への対応、そして基礎的な調査研究、また、地域における防災力の向上に関する取り組みを記載させていただいております。

ページが飛びますが、43 ページ目をごらんください。

43 ページ目の 11 行目からは、5. 2. 2 といたしまして、「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項」を記載しております。

続いて、26 行目以降には、5. 2. 3 といたしまして、「河川環境の整備と保全に関する事項」について記載してございます。

このうち、44 ページ目の 19 行目以降をごらんいただきたいのですが、(3) 番「河川空間の適正な利用」について、これまでの会議において、日立市様、東海村様より、久慈川の河口部ではマリンスポーツ等も行われていることを踏まえた計画としてほしいといった旨の意見をいただいております。

27 行目から「久慈川では水面利用があり、地域の歴史・文化、河川環境を考慮しながら、安全で秩序ある河岸周辺や水面の利用を図る。」として記載させていただきました。

最後に、46 ページ目をごらんください。

46 ページ目として、6 章で「その他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項」として、「流域全体を視野に入れた総合的な河川管理」、「地域住民、関係機関との連携・協働」、「治水技術の伝承の取組」など、総合的な観点から取り組みが必要な内容について、まとめて記載してございます。

また、47 ページ目は、計画対象区間を示した図面をつけております。

これ以降の資料につきましては、附図として、計画の諸元表などの図面をつけてございます。

あわせてご説明をする参考資料 3 をお手元にご用意、お願いいたします。

整備計画の原案の内容については以上でございますが、参考資料 3 につきましては、「久慈川における河川整備の効果について（水害リスクの評価（試行）」と題しまして、資料をまとめさせていただいております。

1 枚めくっていただきまして、この試行の背景を記載させていただいております、この水害リスクの評価という取り組みを公表するに至った背景をまとめております。

この背景といたしましては、平成 27 年 8 月に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に「水災害分野における気候変動適応策のあり方について～災害リスク情報と危機感を共

有し、減災に取り組む社会へ～」が答申されました。

この答申においては、想定し得る最大規模の外力までの水害リスクを評価し、社会全体で水害リスク情報を共有し、ハード・ソフト両面から対策を進めていくことが示されています。

久慈川では、平成27年7月の水防法改正を踏まえ、さまざまな外力による浸水想定を平成28年5月に作成・公表したところでございます。

本資料の内容は、本日、ご説明しました河川整備計画（原案）に定めた施設整備が完了した場合に、さまざまな規模の外力に対する水害リスクの変化を試行的に提示するものでございます。

河川整備計画（原案）に示した治水対策の内容につきましては、整備計画の目標とする規模の洪水に対して被害の防止を図るものでございますが、それを上回る外力が発生した場合においても、整備したことによって、整備する前よりも被害が軽減されるか、少なくとも被害が大きくなることはないかどうかを確認する目的で実施しております。

資料のご説明に入ります。

2ページ目でございますが、本リスクの評価の計算条件をまとめております。

確率規模別の外力設定条件として、4つの規模の洪水の外力を想定して、リスク評価をしていることをお示ししております。

3ページ目をごらんください。

3ページ目につきましては、本河川整備計画（原案）の整備内容を図示したものをお示ししております。

続きまして、4ページ目をごらんください。

4ページ目は、浸水シミュレーションを実施するに当たり、そのブロックの分割をどのように考えているかという図をお示ししております。

このブロックについては、5つのブロックに分けて、左右岸で多くの支川等を区切りといたしまして設定したものでございます。

5ページ目からが水害リスクの評価結果となっております。

5ページ目だけご説明させていただきますと、例えば、L1エリアとしております久慈川本川の最下流部の左岸側に当たるブロックの中の被害の状況をお示した表でございます。

この浸水シミュレーションをした図は、上段の各4つの外力に応じて、現況の浸水、そ

して整備後の浸水の評価をしているものでございます。

下のグラフにつきましては、想定被害曲線といたしまして、被害額と浸水面積、そして浸水深3メートル以上の人口が各外力によってどのように変わっていくのかをお示したもので、赤の線でお示しておりますのが現況における被害額など、青でお示しておりますのが整備後の被害額などでございます。

例えば、赤の被害額のグラフを見ていただきますと、現況に対して、整備計画の整備を行った場合においては、例えば、整備計画規模の洪水に対しては、被害額をほとんどなくすることができております。一方で、その計画規模を超える外力に対しましても、整備する前の現況よりも整備後のほうが、リスクが下がっていることが見てとれます。

このリスク評価により、上下流、左右岸バランスなどに留意しつつ、着実にハード対策を進め、洪水に対する安全性の向上を図ることが確認できるとともに、施設能力を上回る洪水に対しても、危機管理型の対策、ハード対策やソフト対策を一体的・計画的に推進することなどにより、社会全体でその対応を進めていく必要性をご理解いただくことができるものとしてお示しております。

長くなりましたが、参考資料3のご説明とあわせて、資料1についてのご説明を終わります。

○常陸河川国道事務所 副所長

ありがとうございました。

②当面の進め方

○常陸河川国道事務所 副所長

それでは、引き続きまして、議事の②番「当面の進め方」について、事務局より説明をお願いいたします。

○常陸河川国道事務所 調査第一課長

続いて、「当面の進め方」についてご説明させていただきます。

資料2、A4縦の資料をお手元にご用意ください。

当面の進め方ですが、本日、この会議でお示しさせていただきました「久慈川水系河川

整備計画（原案）」は、公表の上、今後ご意見をお聞きしてまいりたい所存でございます。

2つ目の四角でございますが、来週 28 日に久慈川河川整備計画有識者会議を開催しまして、有識者の方々のご意見を伺ってまいります。

3つ目の四角でございますが、今後、郵送、ファクシミリ、電子メール等による意見募集を3月下旬から4月下旬までの1カ月間行う予定でございます。

4つ目の四角でございますが、公聴会について記載しております。

1つ目の丸ですが、公聴会における公述人の募集を行います。

公述対象者につきましては、茨城県に在住の方を対象として、3月下旬に募集を開始する予定としてございます。

2つ目の丸は、公聴会の概要をお示ししておりますが、開催日につきましては、4月下旬に茨城県の会場を予定しております。

「当面の進め方」については、以上でございます。

○常陸河川国道事務所 副所長

ありがとうございました。

本日用意しました資料は、以上となります。

これより、今、説明のありました資料につきまして、何かご不明の点がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、今お示しました内容につきまして、きょうご出席の皆様からご意見を賜りたいと存じます。

本日の名簿順で、私からご指名をさせていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、日立市様、お願いいたします。

○日立市 副市長（代理）

日立市でございます。お世話になっております。

今回の計画の中で、日立で課題になっておりました塩分遡上について記載していただいておりますので、大変感謝を申し上げます。

また、先ほどもちょっとお話がありました河口の利活用ということで、市で菜の花畑を

河川敷にやらせていただいたりしております。また、モータースポーツをやられている方が結構おるので、そういう利活用についても記載されておりますので、大変感謝を申し上げる次第でございます。

以上でございます。

○常陸河川国道事務所 副所長

ありがとうございました。

続きまして、常陸太田市様、よろしく申し上げます。

○常陸太田市 副市長

常陸太田市でございます。お世話になっております。

2回目は、予定がありまして、参加できなかったのですが、一番初めの会議におきまして、地元の町会の方々が、久慈川の河道の中に竹など樹木が生い茂っておりまして、水の流下に大変支障が出てくるのではないかとということで、これらについて触れていただきたいという要望をしておりましたが、今回、「河道の維持管理」という部門におきまして明確に記載されたということで、非常に安心しております。

引き続きまして、久慈川改修期成同盟会等で要望しております各種の事業につきましても、早期に実施していただけるよう、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○常陸河川国道事務所 副所長

ありがとうございました。

続きまして、常陸大宮市様、よろしく申し上げます。

○常陸大宮市 副市長（代理）

お世話になっております。常陸大宮市でございます。

本日は、副市長は所用がございまして、私は土木建設課の篠田でございます。よろしくお願ひいたします。

昨今を含めまして、河川の管理は、どうしても増水時の対応が強く求められておるところでございまして、堤防の規模、規格等を加えて、整備計画としてあらわされておるとこ

ろでございまして、それはまことに心強いと考えているところでございます。

あわせて、河道の掘削でございまして、流速が上がる部分につきましては、土砂の堆積が課題になっているところでございまして、掘削を用いた河道の確保はとても有効だと考えているところでございます。

原案につきまして、河口までを見据えての事業計画ということで理解しておりますところではありますが、優先箇所等、より速やかな事業化をしていただければと思うところでございます。

以上でございます。

○常陸河川国道事務所 副所長

ありがとうございました。

続きまして、那珂市様、よろしく申し上げます。

○那珂市 副市長（代理）

那珂市でございます。

本日、副市長は、議会最終日ということで出席できません。申しわけございません。

土木課の海老沢と申します。よろしく申し上げます。

那珂市と常陸太田市さんを結ぶ木島大橋のたもとに河川防災ステーションができるという話を伺っております。実を言いますと、木島大橋のところは、新しい橋ということでアンダーパスがありまして、木島大橋の下ところに樋管がありまして、大雨のときに、その樋管を閉める。そうすると、アンダーパスのところは若干……。湛水防除がありまして、それで排水をしているのですが、そのところに、水位観測所というか、水位計がありまして、その状況もわかってくるので、今後、水位観測所のようなものを整備していくような話がありますので、要望になってしまうのですが、できればそのようにお願いしたいということでございます。

簡単ですけれども、済みません。

○常陸河川国道事務所 副所長

ありがとうございました。

続きまして、東海村様、よろしく申し上げます。

○東海村 副村長（代理）

東海村です。建設農政部長の川又と申します。いつもお世話になっております。

東海村のほうも、河口の利活用等、意見を取り入れていただきまして、ありがとうございます。

原案について、異論はありません。

要望というか、お願いなのですが、計画的な進行管理をお願いしたいと思います。

以上です。

○常陸河川国道事務所 副所長

ありがとうございました。

最後に、茨城県様からご意見を賜ればと思います。

○茨城県土木部 河川課長

茨城県の河川課長でございます。

今回の原案の作成、また、ご説明、ありがとうございます。

ただいま各市村からありましたように、各市村、地元の意見等を反映していただき、整備計画に盛り込んでいただきまして、重ねて、ありがとうございます。

なお、この整備計画の実施に当たりましては、久慈川改修期成同盟会など地元から、堅磐地区の掘削や辰ノ口地区の築堤、あるいは里川の整備など要望が出されております。こういった要望について、早期に実施していただくようお願い申し上げます。

また、下流部の掘削に当たりましては、先ほど日立市さんからもありましたように、地元との調整の上、ご配慮をお願いしたいと思います。

また、今後の進め方といたしまして、公聴会や有識者会議等が実施されるとお聞きしております。地元の意見を反映しながら、早期の策定をお願い申し上げます。

県からは、以上でございます。

○常陸河川国道事務所 副所長

ありがとうございました。

それでは、ただいま、茨城県さん、市、村の各方からいただきましたご意見に対しまし

て、国土交通省常陸河川国道事務所長の八尋より回答をさせていただきます。

○常陸河川国道事務所 事務所長

常陸河川国道事務所長でございます。

本日は、年度末の大変お忙しい中、当会にご出席を賜りまして、大変ありがとうございます。ありがとうございました。

今、治水・利水関係の面からそれぞれご意見等をいただきました。具体には塩分遡上の話、河川の利活用の話、河道掘削の話、河道の樹木伐採の話等々でございます。

これらにつきましては、計画の中に適切に盛り込まれているということで、ご了解をいただいたと理解しております。大変ありがとうございます。

それから、那珂市さんからいただきました、木島大橋に水位計の設置ということでございます。

これにつきましては、整備計画の原案、資料1の42ページの11)というところで触れさせていただいておりますが、危機管理型水位計を設置していく。これは今年度の補正予算で認められまして、久慈川でも計画的な整備を進めていきたいと思っております。

整備計画では、具体的にどこにつくるということまでは記載しておりませんが、具体的な設置に当たりましては、関係する自治体の皆様と十分調整を図りながら、適切な箇所に設置していきたいと考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

また、計画を早くつくって、着実に進めて、しっかり進捗管理をしるということでご意見をいただいております。

先ほど、「当面の進め方」ということで申しましたとおり、今後、必要な手続を経て、最終的には、県知事さんの了解を得て計画策定となってまいるわけでございますが、この計画ができたから、それで終わりということではございません。計画をつくりまして、その計画に基づくよりよい河川整備をより一層しっかり推進していくということが重要でございます。

我々常陸河川国道事務所といたしましては、皆様のお力添え、ご協力を賜って、よりよい整備を進めてまいる所存でございますので、引き続き、よろしくお願ひいたします。

私から、以上でございます。

○常陸河川国道事務所 副所長

ありがとうございました。

以上をもちまして、議事の「久慈川水系河川整備計画（原案）について」と「当面の進め方」について、意見の交換は終了となりますが、全体を通しまして、何かご意見等ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

4. 閉会

○常陸河川国道事務所 副所長

それでは、これもちまして、第3回久慈川河川整備計画行政連絡会議を閉会させていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

— 了 —